

# 受入手続きの一部変更について ＝お知らせ＝

平成25年7月から「建設発生土受入手続」が一部変更になります。

- ① 土砂検定が1,000m<sup>3</sup>以上から500m<sup>3</sup>以上に変更になります。
- ② 工事総土量が500m<sup>3</sup>以上の場合は、環境創造局で事前確認が必要となります。

## □ 主な変更内容

### (1) 土砂検定の対象土量の変更

これまで、1工事の総発生土量1,000 m<sup>3</sup>以上を対象としていましたが、1工事の最低土量を500 m<sup>3</sup>以上とします。

### (2) 受付方法の変更

これまで、搬入土砂申込みはすべて最初に横浜港埠頭(株)の窓口で受け付けていましたが、1工事500 m<sup>3</sup>以上の搬入申込みについては、前もって環境創造局技術監理課で「事前確認」が必要となります。

- ① 1工事500 m<sup>3</sup>未満の申し込み：従来通り、横浜港埠頭(株)の窓口へ提出
- ② 1工事500 m<sup>3</sup>以上の申し込み：事前に環境創造局技術監理課の確認後、横浜港埠頭(株)の窓口へ提出

## □ 6月迄の申込み分の変更等

1工事500 m<sup>3</sup>未満の申込み済工事の変更により500 m<sup>3</sup>以上になる場合、又は、搬入期間が6月末までの1工事500 m<sup>3</sup>以上の工事の変更等に係る継続の申込みについては、事前にお問い合わせください。

## 《問い合わせ先》

(変更内容について)

横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル8階  
環境創造局技術監理課建設発生土等担当 電話 671-3692

(その他手続きについて)

横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階  
横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課 電話 671-0500

(裏面に案内図)

# 案内図

